

令和3年第4回

長与町議会臨時会会議録

令和3年7月16日開会

令和3年7月16日閉会

長与町議会

令和3年第4回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和3年7月 5日
本日の会議 令和3年7月16日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主 査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
教 育 次 長 山本昭彦君	契 約 管 財 課 長 和田弘君
財 政 課 長 木須紀彦君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	教 育 総 務 課 長 森本陽子君

会議録署名議員

3番 西田 健 議員 4番 浦川 圭一 議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分
閉会 12時01分

令和3年第4回長与町議会臨時会
議事日程（第1号）

令和3年7月16日（金）
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	39	長与小学校体育館改修工事請負契約の締結について	
4	40	都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の締結について	
5	41	令和3年度長与町一般会計補正予算（第2号）	※総務 ※産業

※付託された委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから、令和3年第4回長与町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、3番、西田健議員。4番、浦川圭一議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第39号長与小学校体育館改修工事請負契約の締結について。日程第4、議案第40号都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の締結について。日程第5、議案第41号令和3年度長与町一般会計補正予算（第2号）の3件を一括議題とします。

ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。ただいま一括提案となりました議案第39号から第41号につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第39号長与小学校体育館改修工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。本工事請負契約は、指名競争入札で7月2日に指名業者14社による入札会を実施し、山総建設株式会社が1億1,323万2,900円で落札いたしましたので、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎市岩見町24番5号、山総建設株式会社、代表取締役山口周二、資本金は2,000万円でございます。工事の主な内容といたしましては、ガルバリウム鋼板を使ったカバー工法による屋根改修工事のほか、外壁の浮き部やひび割れなどの外壁改修工事となります。工期につきましては、学校の夏期休業期間を含む180日間を予定しております。なお、参考図面としまして、配置図と立面図を添付しておりますので御参照をお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第40号都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の締結につきまして御説明を申し上げます。本議案は、都市計画道路西高田線整備計画に係る高田踏切の拡幅工事の施工につきまして、九州旅客鉄道株式会社長崎支社と工事の施行協定を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。工事の概要といたしましては、踏切拡幅に伴う踏切設備、電力設備、信号通信設備等につきまして改良を行うものでございまして、現在の

踏切幅5.8メートルを14.0メートルに拡幅するものでございます。工期につきましては、令和5年、2023年3月31日までを予定しております。なお、参考といたしまして、計画図面等を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。

続きまして、議案第41号令と3年度長与町一般会計補正予算第2号につきまして御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,486万5千円を追加いたしまして、補正後の総額を14億5,938万7千円とするものでございます。補正の主な内容につきましては2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。歳入の18款繰入金では、財源調整として財政調整基金繰入金を計上いたしております。続きまして3ページの歳出を御説明申し上げます。7款商工費で長与町事業継続支援金を計上しております。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から6月にかけて長崎県下全域へ発令された、不要不急の外出、移動の自粛要請、並びに生活圏を同じくする長崎市におきまして、5月8日から6月7日まで発令された緊急事態宣言の影響を受けた事業者等の支援を目的としたものでございます。概要につきましては、4月から6月のいずれかの月の売上高が前年同月、もしくは前々年同月と比較して20%以上減少し、長崎市並びに長崎県の協力金等を受給しない事業者等に対しまして、1事業者につき上限を10万円とする事業継続のための支援金を支給するものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算（第2号）に関する説明書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上が議案第39号から第41号の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから日程第3、議案第39号長与小学校体育館改修工事請負契約の締結について、質疑を行います。質疑はありますか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

まず、今回の入札に当たって最低制限価格がどれくらいだったのか。それに対する落札率がどれくらいなのか。14社が入札を希望されたということですけど失格された業者がどのくらいいらっしゃるのか。あと、工期が180日という説明でしたが、聞くところによりますと体育館の使用ができなくなる状況もあると聞いたんですが、その使用ができない期間がどれくらいあるのか。そこをお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

最初に、予定価格と最低制限価格の金額を申し上げます。消費税抜きでございますが、予定価格が1億1,340万7,000円。最低制限価格は1億278万2,000円で

ございます。今回の落札率、予定価格に対する実際の落札額になりますけれども約90.8%でございます。それと今回の入札で失格された業者が6社でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

体育館が使用できない期間でございますが、10月から12月は内側の工事や内部に影響を与えそうな屋根の工事を行います。ですので、その間の期間は体育館で授業等ができませんので、学校に授業等をしないようお願いをするところです。あと、一般の方の社会体育の利用につきましては、7月から多めに利用できない期間を少し余裕を持って予測しまして、3月末まで予定をしないようお願いをする予定です。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

では6社が失格ということですが、金額的にはどれくらい、一番最低の価格がどれくらいだったのかを改めてお伺いしたいと思います。それと使用期間ですが、予定としてこういう形をとってるといことで、もし工期が早く済めば、そこは当然使用できる環境にさせていただけるのか、そこを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

入札価格で失格の、一番最低の所を申し上げます。9,888万円でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

体育館の使用ですが、工期が早めに終わりましたらそれに合わせて使用もできるようにする予定です。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

多岐にわたって物凄い大々的な工事ですが、この新築、竣工がいつだったのか。結構経ってるんじゃないかと思えますけど、その確認をよろしくお願いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

この体育館ですが、昭和45年の建築になります。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第39号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第39号長与小学校体育館改修工事請負契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第40号都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の締結について質疑を行います。質疑はありませんか。

内村議員。

○7番（内村博法議員）

今回の協定は、私も議員を通じて初めてのケースですので、少し多岐にわたって質疑させていただきたいと思います。まず1点目は、第3条の拡幅工事費用9,892万2,000円が全額本町の負担となっているわけですが、まずこの理由をお尋ねしたい。それから2点目、都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切工事の予算については、6月議会で7,000万円の債務負担行為の追加補正がなされて可決されているわけですが、今回の協定によれば第3条の拡幅工事負担分9,892万2,000円と、それから第9条の用地管理で183.53平米の土地の購入費。それから、用地界標建植及び用地図修正等が負担になっているわけですが、当初予算分も含めて予算確保は大丈夫なのかどうか。これが1点ですね。それから3点目、本協定の書式、若干今までの町の契約書類とはちょっと違うわけですが、本協定の書式、それからこの協定の内容ですね。これは先方からの提案なのかどうか。考えられるのは、文中に「用地界標建植」という鉄道独特の表現がありますので、恐らくJRからの提案だろうと思うんですが、その辺を確認したい。それから4点目。第3条の拡幅工事については請負工事契約なのか、あるいはその他の契約、考えられるとすれば、高田南土地区画整理工事における本町と長崎県との事務の委託工事。それに準じた契約なのか、あるいは委任契約なのか。法律上の効果が違ってきますので、その辺りどのように考えておられるの

かを確認したいと思います。これは、あといろいろトラブルが起こった場合、法律の効果が違ってきますので、それを確認したいと思います。5点目、第9条2項の「甲の用地に占有する乙の施設物は、施設物存続中無償で占有できる」となっているが、どういう意味なのか、この意味の確認をしたいと思います。それから6点目、第9条3項の「甲は、乙が施行のため必要とする乙以外の用地を、工事期間中無償で乙が使用できるよう措置できる」となっているんですけども、どのようなケースが考えられるのか。7点目、工事は、列車の運行や一般車両の出入りを考えますと、夜間に実施されるのか。また工事時間帯はどのようになるのか。今、分かっている範囲で結構です。それから8点目。工事に伴い騒音や粉じんはあるのかどうか。あるとすれば対策はどのように考えているか。9点目。地域住民への説明は実施するのかどうか。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

順を追ってお答えしたいと思います。まず、1番目の工事費用の負担でございますが、国の通達が平成15年にございまして、こちらの中で、道路と鉄道の交差に関する工事については自治体側で負担することという通達があつておりまして、これに倣って町の方で負担するというところで進めさせていただいております。次に2番目の債務負担7,000万円だったということで、今年度の予算と絡めて大丈夫なのかということでございますが、今、JRからいただいている今年度の工事と来年度の負担割合の計画でございますが、今年度が3,400万円、概算ですね、残額が来年度ということで、工事費についてはこういう形での資料の提出があつております。用地につきましては、当然その分の予算確保については大丈夫ということで考えております。続きまして3番目の協定書の書式についてですが、こちらにつきましてはJR九州と国土交通省の間で、こういった様式で決定をなされておりました、それに沿った形での協定書の整備をされて、お互い協定書を起こしております。4番目、第3条の拡幅、今回の工事につきましては、この協定締結後にJR側でも工事を発注する手続きをされると聞いております。ですので、性質的には高田南の委託というふうな部分と変わらないかなと思っております。続きまして5番、第9条2項、甲の用地に占有する乙の施設物は、存続中無償で占有できるということでございますが、内容といたしましては、新たに拡幅をする踏切用地につきましては、9条で町の方で購入するというようなことで今後進めるような形で考えております。当然、所有が鉄道用地から町の用地に変わりますので、こちらの部分についてJRの踏切関係施設が存在することに対して、無償で使用するというふうな、そういう意味合いでございます。次に6番目でございますが、その下の段の3番目につきましては工事期間中、工事ヤードということで資材を置いたり、建設機器、機械等の作業をするヤードとして、今回、やり取りした用地を使用することに対して無償で対応するという約束事でございます。次7番、工事につきましては、どうして

も営業されておりますので、営業時間外に主立った踏切施設の撤去、また、地盤の改良とか、新設というふうな、拡幅というような作業については営業時間外という形になりますので、概ね夜間とお聞きしております。ただ、付随する昼間できる作業も中にはございますので、全く夜しか作業しないということではないと考えております。次8番目、騒音、粉じんでございますが、一部土を掘削してという大型重機、現場に合った重機を使用しての作業という形になりますので、ある程度の騒音は起こるのではないかなと考えておりますが、どういった機種を使って、どういう作業っていうところまで詳細に私共も情報をいただいておりますので、騒音、粉じんについては「全く発生しない」ということはお答えすることができないかなと思います。9番、住民の説明会につきましては、用地交渉等で近隣の方々には大体認識があるということで考えておりますので、今のところ説明会の予定はしておりませんが、必要であれば、その辺についても考えていきたいと考えてます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

補足で質疑したいと思っておりますけれども、先程の契約、高田南土地区画整理工事と同じように事務の委託ということで、それに準じてという形になるだろうと思っております。この事務の委託は、地方自治法で自治体が他の自治体というふう限定されてますんで、必ずしもそれがそのまま適用されるとは思わないんですけれども、それに準じた形になると思われるんですけれども、先程答弁ではそういう回答でした。そうしますと、長与町が持っている一切の権限をJRに移譲すると、こういう形になるわけでございます。JRの執行、長与町の執行管理、それぞれの事務がJRに移ると、この拡幅工事についてはそういった形になると思われまして。現に高田南もそういった契約になっておりますんで、発足当時、県との契約では。したがって、例えば工事の不備とか、そういったものについてはJRが責任を持ってやるのかどうか。その辺り、再度確認したいというのが一つ。それから、先程の施設物存続中無償で占有できるとお答えいただいたんですけども既存の道路、踏切の道路は町の所有だと思うんですけども、今現在、その占有料というのはJRから取っているか、いないのか。文面からすると、取っていないような感じに受けられるんですけども、取っていない理由は何なのか。例えば、長与町では電柱等設置使用料取っておられるんですよ、電柱はね。けど、今回の場合はどうなのかというのを確認したい。公有財産、土地ですから使用料は当然、普通の場合は取るべきだろうと思ってるわけですけども、その辺りの見解はどうか。それから、先程の工事ヤードで使用する可能性があると言われたんですけども、現実、あの辺りに工事ヤードを確保できる土地があるのかどうか。それから、先程、騒音、粉じんは今のところ分からないということなんですけれども、やはり地域住民とかですね、そういった苦情とか来る可能性はあるわけですよ。そうすると、これは町が一手に苦情とか受けるようになってるわけで

すよね。やはり、把握しておくべきではないかなと思います。以上、再質疑いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

協定書の11条に損害の処理というふうな条項がございます「工事に伴う損害につきましては、甲、乙協議のうえ乙の責めに帰する場合を除き甲が処理するもの」ということで、JRの責めに帰する場合についてはJRで対応していただく。それ以外については町も関与するというふうな形での協定内容になっております。あと12条、苦情等の処理につきましても、第三者の苦情等につきましては「甲、乙協議のうえ乙の責めに帰する場合を除き甲が処理」ですので、JRの責めに帰する場合はJRというような形で御理解いただければと思います。2番目の御質問につきましては、申し訳ございません。お答えする材料を私持ってないもんですから、よろしいでしょうか。3番目の工事ヤードの場所につきましては、私どもの管理地がほかにもございます。都市計画課の方で、ここ使用して構いませんよってというふうな土地につきましては情報をお渡しして、可能な限り事業がうまくいくような形で進めていきたいというふうに考えております。騒音につきましては、作業内容的に今の、私どものほうで発注をしている道路築造工事と大差ないのではないかなというふうに、大きな構造物を壊してとかいう作業は見受けられないので、そこまで重く考えてはいないところではございますが、そちらについてもJRと情報交換をしながら、必要であれば必要な措置を講じていきたいと、必要な説明とかですね、そういった部分についても進めていきたいというふうに考えてます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程の占有料ですね。恐らく全国統一ではないかなという気もしておるんですけど、全国的にですね。そういうことで、従来この占有料ということで無償ということでおられるんじゃないかなと思うんですけども、いっぺん調べていただきたいと思います。それから、最後に年度協定のこと謳われてるんですけども、工事のですね。これは議決を要するんですか、また再度議会に議決を要するんですか。以上質疑いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

年度協定につきましては今回の基本協定が上位協定で、そもそも私どもとJRとで契約をする手法というのがこの様式でしかございませんので、こちらが通常の請負契約です。先程の委託云々というふうな性質とはちょっと表現が変わりますけど、こちらがJRとの約束事をするに当たっての文書という取り扱いでございますので、年度協定につきましては、通常、実施協議というふうな形の取り扱いでJRとやり取りをさせていた

だいておりますので、議会の方にお諮りするということは考えておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今の同僚議員と少しラップする部分があるんですけど。今回はJRから出てきた金額がそのままこの数字に反映してると思うんですよ。今まで、先程言う高田南の方は長崎県の振興局管内の中の積算というのは、大体その工事についてはできるんですけど、要はJRから出してきた部分のこの積算の根拠というのを、実際、担当として話し合いをされたことがあるのかどうか。実は、長与の駅舎は大体95%が地元負担で5%がJR負担と。今回は道路に関する踏切だから100%自治体が出せということは、さっきお話を聞きました。ただ、お互いこの数字が適切なのかどうかというのは私たちは判断できないんですよ、はっきり言って。通常の工事であれば高田南にしても、さっき言ったように振興局管内ですから、その規定に合わせた数字で弾いてくるので数字的には理解できるんですけど。JRの場合は全く、それが私たちには理解できない部分があるんですね。それについての数字をお互いに、これが高いんじゃないか、安いんじゃないかと、交渉とか、どういう根拠でこの数字が出たのかということをお話し合いをされたことありますか。それが1点。だから、この数字が適正価格なのかというのは全く私たちが判断ができないんです。その辺についてちょっとお話しただければと思うんですけどね。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

この金額につきましては、JR側でJR内の基準に基づいて適正に積算をされたものだというふうな説明をいただいております。今回の踏切について、JRに本当にこういう額なのかという話も当然させていただいております。その中でJR側から説明があった部分につきましては、場所につきましてはちょっといろいろございますので申し上げることができないんですが、同じく14メートルまで拡幅する同規模の踏切につきまして資料を見せていただきまして、若干、今回のほうが少しお安く出てる部分はあるかと思っておりますので、妥当ではないかと私どもとしては考えておるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

なぜ、こんなことを申し上げるかということが高田越の歩道はJRの上空になるんですね。それとあと、ふれあいセンターからのループ橋に接する所、この辺の法面というのはみんなJRがやったんですね。JRの時期に合わせて、こっちは早くやりたかったんですけど、JRに合わせてやって随分遅れたという経過があります。そして、金額も非常に

高かったというイメージを私たちは持っているんですよ、はっきり言って。それと同時に指名業者もこちらから一言も言えない。もうJRの特定の指名業者しか使えない。こういうふうなのが現状だと思うんですね。だから、この辺についての話し合いをよくやっておかないと、非常に割高で時間がかかるというイメージを今までの経験、高田南区画整理事業、道ノ尾駅付近、この辺が随分遅れた一つの原因になってるんですね。そういうのをよくお話をされて、この契約をされたのかなと、ちょっと私も思ってるものですかからお尋ねしてるんですね。それについてもう少しお話しいただけますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

今回の基本協定を結ぶに当たりまして、まずもってJRの乗り込み時期と終了時期のスケジュール、その辺をシビアにやり取りさせていただいております。今のところ10月から11月ぐらいに現場に乗り込みまして、現場施工が来年度中、冬ぐらいには終わるような形での工程調整ということで説明があつておりまして、私どももそれに合わせて前後の道路の拡幅関係の工事を今、発注をして、現場の方は多分準備をされてるかと思えます。ですので、工程につきましては遅れることがないように密にやり取りをさせていただいているところです。金額につきましても最終的に精算、あちら側も発注をする。当然その中で落札で減額を、落ちることを期待したいというふうに思っております。落ちた場合につきましては精算という形で金額の変更をいたしますので、そのときに詳細な資料につきましては提出いただくような形でやり取りもさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今回の協定金額が9,892万円ということで、いろいろ参考資料をいただいているんですけども、ちょっと気掛かりなのが、今、歩道の安全性が、千葉の方で悲惨な交通事故等もあつて言われてるわけなんですけど、この参考図の中で、歩道が通常だったら車道から若干の立ち上げがあるんじゃないかと思うんですが、それが見当たらないということと、あとガードパイプ等も見当たらないんですよ。だからこの辺りの工事というのは含まれてないのかどうか。それと通常こういう場合には車道断面図もあるはずなんですけど、踏切の路線の断面図はあるんですが、車道断面図が載ってないので全く分からない。もしかしたらそういう歩道の立ち上げとか、ガードパイプはまた別工事になるんじゃないかという疑念も湧くんですが、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

歩道につきましては議員おっしゃるとおり、高さの上げ下げはございません。なぜかと申しますと軌道敷内ですので、横から列車が参りますので、レールに接した部分につきましては路面高を揃えておかないと列車の運行はできないということで、そういった構造になっております。もう一つ申し添えますが、西高田線につきましては基本セミフラットで歩道を築造しておりますので、路肩から大体3センチから5センチぐらいの高さの上がりしかございません。当然、バリアフリーという観点もございまして、現状そういった形での規格での整備を行っておりますので、そういった面も踏まえまして、あの踏切内について歩道の方はマウントアップできるかと言ったら、その辺はやらない、選択しないというふうなことで御理解いただければと思います。あと、お付けしている資料には、当然、その辺図面関係ですね。もっと付けられればよかったんですけど、少なかったことについては申し訳ございません。構造といたしまして、踏切内につきましては現状今、警報器と遮断機の制御というような形でなっておりますが、今回拡張するに当たりまして、併せまして障害物検知装置、あと特殊信号発光機ということで、踏切内で何がしか障害物がある場合はそれを運転手に知らせる、そういうふうな設備を設置するという説明をいただいております。あとガードパイプ類でございまして、横断防止に関しての施設が付かないのかというふうな話でございまして、先程申し上げましたように列車が通る範囲につきましてはそういった構造物はできませんので、その前後につきましては落輪防止壁、今もありますけど10センチ、20センチ上がったコンクリート構造物がありますけど、あれが付くような形になって、そこにちょっとしたポールみたいなやつが、可倒式のそういった分が付くというふうな形での説明を受けております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

1点だけ、工事は主に夜間になりそうということでしたけれども、西高田線というのはかなり重要な道路で、夜間でもある程度利用があると思うので、これは一時期でも通行止めになるようなことはあり得るのでしょうか。それともやっぱり片側通行などにして対応するようになっているか、もし決まっていればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

そちらにつきましては、どうしても今あるレールの下を全部取って広げてやり替える、大まかに言ったらそういった作業なんですね。なので、それを片側からやればとか、そういった調整につきましては、今後JRの方に質問という形で、極力、片工でいければというのは町の思いとして伝えたいとは思いますが、どうしてもその辺、できる、できないがあるかと思っておりますので、全面夜間通行止めという場合は迂回がスムーズに

できるような措置をしていただきたいというふうな形で申し伝える方向でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第40号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第40号都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5議案第41号令和3年度長与町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

質疑じゃなくて、議事運営、議事進行についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。今日、朝来ましたら、総務と産業に付託をするということを初めて私も聞いたわけですけど、それと同時に、今日は議会運営委員会が朝からあっておまして、ちょっと顔を出したんですけど、1つちょっと私も分からないことは、私が入ったときに議長は「即決でもらいたい」というお話をされておりました。しかしながら議会運営会は「前回決めたので分割して付託をする」というお話をされたんですね。議長の諮問機関である議会運営委員会が決めたこと。議長の意思と議会運営委員会の意思が違うときにどういう処置をされるのか、その辺が私はちょっと今朝から行って感じました。これについては、分けたからどうのこうのってことを言ってるわけじゃないんですね、決まったことを私は守りますから。しかし、その内容、意図が分からないんですね。議長が結局「こうしてくれないか」と言うけど、「いや、議会運営委員会でもう決まったんだから、もうこっちでいく」と言うお話でした。これについての議長の御意見を一つ聞かせていただきたいということと、今回の一般会計補正予算、通常であると所管の委員はその所管の分の質問はできないと、これはもう皆さんで話し合っただけで決めたことなんですけど、

その分け方が非常に微妙になるということですから質問の仕方も皆さん難しくなるんじゃないかという感覚があるんですけど、それについても御回答いただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

それでは1番目について回答をさせていただきたいと思います。今日、議会運営委員会がありましたけども、先日12日に議会運営委員会がありまして、今回、6月から分割付託方式ということを探らせていただいております。そういった中で委員長としては「今まで臨時議会については即決で来てるからそれで良いんじゃないか」ということで述べられましたけども、議運の中で「分割にしたんだからそれはおかしいんじゃないか」ということで協議をなされました。私の気持ちとしては今日、意見を言わせていただきましたけども、やはりこういう決め事は、議運の皆さんは決まったことは御存じですけども、ほかの人については分かってないということで、敢えて今日、今までどおり即決をしたら良いのではないかと提案をさせていただきましたけども、前回、ちょっと時間も取りまして、そういう方向でということでありましたので、私自身は即決ということ望んでいたんですけども、議会運営の方でそのように決定をしましたので、そのようにさせていただきました。それと2番目の問題については分割表があると思いますが、内容についてはそのとおりだと思っております。以上でございます。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

そうすると、議長の意向と議会運営委員会の意向が違った場合、どちらを採るのかと。基本的には、私も議会運営委員会の委員長もしたことありますし、それで尊重をさせていただきたいと。議長も尊重するという事なんですけど、あくまでも議長の諮問機関なんです、議会運営委員会というのは。だから議長の意見が違って、議会運営委員会が違うというふうになると、どちらを採るのかということにしかたないんですね。39条を見れば議長即決、議長の権限でこれができるというふうになってるんですよ。その辺の解釈がなかなか私たちには理解できないんですね。だから、分けたことについての苦情を言ってるわけじゃない。今後、やっぱりそういう議会運営委員会と議長の意向が違ったときにどういう処理をされるのか、その辺が私たちは非常に心配なんです。やっぱり正常な議会運営をしていただかなくちゃいけないので、議長と議会運営委員会が一本化しないとなかなかうまくいかないと思いますよ。それについてはどうですか。

○議長（山口憲一郎議員）

前回、12日に議会運営委員会が開かれまして、そのとき私がそういう思いをはっきり示しておけば良かったんですけども、そのとき、そういう発言もしていませんし、今回、本当であれば今日の議会運営委員会は開かれずに、いきなり本会議に進むのが本来でありましたけども、たまたま、先程ありましたように、分割表にもありますように総務厚生、産業文教ということでまたがっていたということで、議会運営委員長が会を開かれましたので、私の気持ちを伝えたいという気持ちで申し述べまして、今回は議会運

営委員の話し合いを尊重したということでございます。今後は、私もこれ肝に銘じてしっかり勉強させてもらいまして、間違いのないような方向で進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

歳入につきましては総務厚生常任委員会の所管のようですので質問をさせていただきます。財政調整基金から繰り入れるのが補正になっていますが、財調基金の残高と、あと今回財源にした分は昨年度ありました新型コロナ対応臨時地方創生交付金ですか。ああいった補填に当たるようなものがあるのか、分かっているでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

財政調整基金の今後の残高の見通しということですが、予算上のお話ではございますけれども10億円ぐらいになるかなと、今の予算上はなっております。あと、今後の財源等の見通しですが、臨時交付金でございますけれども補助裏についての改めての臨時交付金っていうところは、お話しは出ておるようでございますけれども、具体的な金額等はまだ見通しが立ってございません。今回、全て財政調整基金ということでお願いをさせていただいておりますけれども、現在、当初予算の方で7,600万円の臨時交付金を予算化しておりますけれども、それに対応する歳出の執行残ですので、それに伴う充当の残というところも一定考慮ができておりますので、全てがこの財政調整基金、今回3,400万円弱でございますけれども、これも結果は分からないところでございますけれども、一定そういうふうな見通しを持っておるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

その財政調整基金でお尋ねしたいんですけど、基本的にコロナ禍でもうほとんどの企業は大変な目に遭ってるわけですね。その救済措置ということで理解してるんですけど、今の財政調整基金が、今後6月から大体企業というのは支払いが始まっていくわけです。そうすると大体10月ぐらいから来年始めにかけてのピークということなんです。そうするとこの財政調整基金を今回出した分は、要は他行政体、国の指導に基づく分のある程度の数字で出てると思うんですけど、今回出した金額が。ですからそれについて、今後、状況を見ながら当然その財政調整基金、ずっと使っていかなきゃいけないと思うんですけど、その辺の見通しについては今考えておられるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

今、議員がおっしゃった国からの見通しの分というのは、臨時交付金についての額というふうなことで、よろしいですか。3年度については先程の質疑でございましたけど、一定の追加分というところがしっかりとしたものは出てございません。現在ですね。これから国の方もいろいろな対策、昨年度に引き続き有るのか、無いのかっていうところの情報は、今のところ来ていないところでございますが、当然国の施策等々で打ち出された場合、2年度と同様な形で歳出の方、必要な対策を打つべしということであれば、一定財政調整基金の繰り入れということも検討の対象にはなろうと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

10億円ぐらいですか、財政調整基金。あとこれについては図書館の建設であるとか、いろんな部分に今度は流用する形で出てくるわけですね。そうすると計画的にずっと使っていかないと、これはもうすぐ枯渇してしまうということなんですね。その辺の協議がうまくいってるのかどうか。もちろんコロナ禍がどれぐらいまで、もう5波が来ますから、どこまで続くかというのはなかなか想像がつかない。ただ、予防接種をすると来年の大体秋以降、夏以降ぐらいに収束すると思うんです。その辺を見越した数字をやはり作っていかなきゃいけないと思うんですよ。その辺についてよく協議をされてるのかどうか、今後の見通しを考えて。だから私が言ったのは、6月ぐらいから企業は全部お金の支払いが始まっていますよ。そうすると皆大変だから、それについてもよくよく調査をして、やっぱり考えて、その金額を捻出していかんといかんということですね。それについてもう少しどうですか。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

具体的な施策というふうな話になるかと思えますけれども、国の方の施策に伴うものもあろうかと思えますし、昨年度同様臨時交付金、町としての施策として受ける財源が来るかもしれないということでございます。議員がおっしゃるように財政調整基金、非常に潤沢であるかという、そうでもない状況でございます。そこは適切に判断をさせていただきます。今後の短期的な視点ではなく、もちろん中長期的な観点で財源の方も併せて対策を打ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、委員会条例第2条に基づき総務厚生常

任委員会及び産業文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま各常任委員会に付託しました議案第41号は、会議規則第46条第1項の規定によって、本日中に審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は本日中に審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、審査の結果を本日中に議長に報告願います。なお、本日限りの会期となっております。委員会審査終了時刻が予定できませんので、本日の会議時間をあらかじめ延長します。次の会議時刻については、各常任委員会からの委員会報告が揃いしだい連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、各常任委員会審査のため暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長(山口憲一郎議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第41号令和3年度長与町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

ただいま議題としてあります議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○9番(金子恵議員)

総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果について報告をいたします。審査日は令和3年7月16日、委員全員出席の下、説明員に関係所管課管理職を招き、議案第41号令和3年度長与町一般会計補正予算(第2号)について審査をいたしました。提案理由の主な内容として、財源調整として財政調整基金繰入金3,486万5,000円を計上した。以上の説明がありました。主な質疑として、財政調整基金を補填する交付金等はあるのか、に対し、答弁として、当初予算の執行残が一部充てられる。補助事業があるだろうという話はあるが金額は確定していない。

主な質疑は以上のとおり、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。報告は以上です。

○議長(山口憲一郎議員)

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番(河野龍二議員)

それでは、産業文教常任委員会に付託された議案の審査結果について報告いたします。

議案第41号令和3年度長与町一般会計補正予算（第2号）、産業文教常任委員会付託分を委員全員出席の下、関係所管管理職並びに職員を招き審査を行いました。提案理由の主な内容は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県下全域に発令された不要不急の外出移動の自粛要請、並びに長崎市において5月8日から6月7日まで発令された緊急事態宣言の影響を受けた事業者等に対し、長与町事業継続支援金第4弾により支援金を支給する。概要については、委員会で配布された説明資料、既に皆さん方のお手元に配布があります資料に基づき説明を受けました。主な質疑では、質疑、予定件数を333件としている根拠はなぜかに対し、長与町事業継続支援金第3弾の申請件数を基に計上した。質疑、申請の委託先と選定方法は、に対し、専門的情報を有する西そのぎ商工会に随意契約で予定している。質疑、申請から給付までにどれくらいかかるのかに対し、申請から2週間後までには給付できるようにしていく。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから、産業文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第41号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第41号令和3年度長与町一般会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

これにて会議を閉じます。

これで令和3年第4回長与町議会臨時会を閉会します。皆様お疲れさまでした。

（閉会 12時01分）